

ジャンボタニシの被害にお困りの方へ

「ジャンボタニシ被害防除事業補助金」

○交付対象者

本市の区域内に水田を所有、または水田についての権利設定を受けて、その水田で水稻を栽培する**農業者、集落営農組織等**

○補助対象経費

令和7年4月以降に散布したジャンボタニシ防除用の**薬剤・石灰窒素**の購入費用

※薬剤・石灰窒素に記載されている適正量に相当する量を限度とします。

○補助額

補助対象経費の**3分の1以内**の額（100円未満は切り捨て）

※予算の範囲内で補助金を交付するため、必ずしも3分の1の額が交付できるとは限りません。

○申請時に必要な書類

ア ジャンボタニシ被害防除事業補助金交付申請書（第1号様式）

イ 散布ほ場一覧（別紙1）

※市内の水田のみが対象になります。

ウ 薬剤を購入したことが確認できる書類の写し（例 領収書等）

※支払方法が口座引き落としの場合、通帳から引き落とされたことをもって購入したことになります。また、他の資材と合わせて引き落としされている場合は、内訳が分かる書類が必要です。

エ 他の機関の助成制度（JA、農業共済等）を受けている場合は、その助成額が確認できる書類

※交付申請前に他の機関の助成制度を受けている場合は、その額を補助対象経費から控除して補助金額を算出します。

○申請期限

令和8年2月27日（金）必着

※申請書は市ホームページでダウンロードできます！



**HPは
こちらから！！**

薬剤名	適正量
スクミノン	1～4 kg/10a
ジャンボタニシくん	1～2 kg/10a
スクミンバイト 3	2～4 kg/10a
スクミンプルー	2～8 kg/10a
スクミハンター	1～2 kg/10a
石灰窒素	20～30 kg/10a

薬剤ごとの適正量一覧（一部抜粋）

◎注意

- ・補助金の支払い手続きは、全ての申請を令和8年2月末まで受け付けたのちに一括で行います。（※昨年度から変更しています）
- ・請求書は、補助金交付決定及び確定通知書と合わせて送付します。
- ・補助金の支払いは、**令和8年3月末**を予定しています。

【お問い合わせ及び申請書提出先】

- ・津市役所 農林水産政策課
〒514-8611 津市西丸之内 23 番 1（本庁 6 階）
TEL 059-229-3172 FAX 059-229-3168
- ・久居総合支所 地域振興課
〒514-1192 津市久居新町 3006
TEL 059-255-8846 FAX 059-255-0960
- ・河芸総合支所 地域振興課
〒510-0392 津市河芸町浜田 808
TEL 059-244-1706 FAX 059-244-1714
- ・芸濃総合支所 地域振興課
〒514-2292 津市芸濃町棕本 6141-1
TEL 059-266-2516 FAX 059-266-2522
- ・美里総合支所 地域振興課
〒514-2192 津市美里町三郷 48-1
TEL 059-279-8115 FAX 059-279-8125
- ・安濃総合支所 地域振興課
〒514-2326 津市安濃町東観音寺 483
TEL 059-268-5518 FAX 059-268-3357
- ・香良洲総合支所 地域振興課
〒514-0392 津市香良洲町 1878
TEL 059-292-4308 FAX 059-292-4318
- ・一志総合支所 地域振興課
〒515-2516 津市一志町田尻 593-2
TEL 059-293-3005 FAX 059-293-3022
- ・白山総合支所 地域振興課
〒515-2603 津市白山町川口 892
TEL 059-262-7017 FAX 059-262-5010
- ・美杉総合支所 地域振興課
〒515-3421 津市美杉町八知 5580-2
TEL 059-272-8085 FAX 059-272-0439

